時事新報

明治二十九年二月十三日木曜日（丙申）
舊曆乙未十二月三十日
日出午前六時三十三分　入午後五時十九分
月出午前六時十九分　入午後四時五十三分
滿潮午前五時十七分　午後五時三十六分
（西曆千八百九十六年）
年首より四十四日　年末まで三百二十二日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

醫師の開業試驗を簡易にすべし

西洋の文物一たび輸入せられし以來國民の生活に一大變化を來たしたるは云ふまでもなき事なるが中にも醫學は非常の發達にして今日尋常一樣の外國醫が日本の內地に入ることあるも出藍の靑たる我學醫に對して競爭は先づ以て斷念の外なかる可しと云ふ我輩の聞て大に喜ぶ所なれども左らば日本の醫治及び醫政は是れにて最早十分なりとして滿足すべきかと云ふに決して然らず醫學こそ已に發達したれども醫治醫政は尙ほ其達すべき中道にも達せざるものと云はざる可らず現に昨年一月の統計を見るに全國の醫師は其數三萬九千六百三十四人、其中官立の醫學校を卒業し若しくは開業試驗に及第したるもの一萬二千九百八十四人にして其他は凡べて從前より開業し來りたる者なり從前より開業したりと云へば聊か體面もよく何か經驗にてもあるが如くに聞ゆれども其多數は草根木皮を用ふる扁鵲倉公の末流なりとは偖て〳〵驚入たる次第ならずや今全國の人口を四千萬人とすれば三千二百四十六人に付き學醫一人の割合なれども此學醫等は多く都會の地に集中して地方に行くを厭ひ地方は依然として傷寒論の跋扈に一任するが如き有樣なれば詳細の事情を調査したらんには或は一萬人にして一人の學醫を有するに過ぎざる如き珍事を發見すべし口にこそ醫學の進步など云ふものゝ顧みて斯くの如き事情を發見すれば聊か赤面せざるを得ざるなり抑も斯る事情の永存する所以を考ふるに傷寒論の勢力强きが爲めに非ず又學醫の勢力弱きが爲めに非ず畢竟人民が銘々の身體衞生の重んず可きを知らず醫治生理の性質を辨せず單に醫者とさへ稱すれば如何なる者にても無頓着なるが爲めにして其責全く他にあるが如くなれども又一步を進めて論ずれば民命財產の安全を擔保する政府の職分として人民が自から生理衞生の道に通じ醫師藥劑の良否を辨識するまで安然手を拱して待つ可きに非ず苟も國民の生命を保全するの術は唯日新の學理に通じたる學醫の手中に存するを知らば區々の事情を顧みず斷じて學醫の數を增加せしむるの方法を取る可きものなり學醫の數增加するに從て彼等は都會の地にのみ病客を爭ふの不利を悟り漸く散して地方に行く可し地方に漸く醫師の數を增すときは從來草根木皮の外に藥味を知らざりし偏陬の民も漸く新學問の恩惠に浴す可し地方民とて元來無辨經の者にあらず一旦學醫の治療醫藥を仰ぎて實際に効驗の著しきを見たる上は爭でか無學無智なる漢方醫に依賴するものあらんや明白の成行にして我輩の敢て斷行を望む所なるに然るに當局者は小心翼々只管醫師の開業試驗を嚴重にして醫學に投ぜんとする數千の靑年輩をして空しく都門に徘徊せしめ遂には失望の極業を他に轉ずるものあるに至らしむるとは抑も如何なる次第ぞや學術不充分なる醫師を許さずして民命に對する危險を避けんとするは如何にも殊勝の至りなれども一方には學術不充分なる洋醫よりも危險百倍なる漢方醫をして跋扈飛揚せしむるが如きは小心に過ぎて臆病に近きものと云はざる可からず或は學術不十分の洋醫は時として人命を誤ることあらんなれども之を古流醫の危險に比すれば尙ほ忍ぶ可し漢家の草根木皮隨分不安心のみならず中には其漢藥中竊に洋藥を加味して以て老先生の匕加減に誇らんとする者さへ少なからずと云ふ恐ろしき次第ならずや斯る曖昧なる群醫をして國民多數の生命を支配せしむるよりも寧ろ今日の醫術開業試驗を簡易にして一時に多數の洋醫を作ると其利害は多言を俟たずして明白なる可し或は開業試驗を簡易にして多數の醫師を一時に出さば需要供給の理に從て洋醫の價格を落し其收入を減ずべしとの掛念もあらんかなれども是れぞ却て我輩の望む所にして寒村僻邑の粗衣粗食に甘んずるほどに學醫の多きを見るに至らざれば日新醫術の恩澤は國中に遍きものと云ふ可らざるのみならず斯くの如き境遇の中に在て學術を勉むる者の中にこそ眞に醫界の英傑を見ることなれ殊に天才と學問は自から別種のものにして政治經濟學の達人必ずしも大政治家大財產家たらざるが如く醫學の上に於ても凡庸の人物にてありながら其治術は殆んど大家先生たる者なきに非ず畢竟試驗の嚴峻に過ぐるは天才を殺すものと知る可し我輩は醫政の當局者が速に開業試驗を簡易にして文明醫療の恩澤を成る可く速に國中に遍からしめんことを勸告する者なり

雜報

○鑛業法案（議員提出）

（前號の續き）

第四十四條　鑛業特許消滅し鑛業特許を取消され又は廢業したるとき若は土地を取戾されたるときは鑛業人は九十日以內に地上の物件を取除くへし但本文の期限は鑛業人特許取消の處分に對し行政訴訟を提起したるときは其の裁決又は判決を受けたる日より起算す

鑛業人前項の期限內に取除を爲さゝるときは其の物件は土地所有者又は關係人の所有に歸す

第四章　鑛區稅

第四十五條　鑛業人は鑛區一千坪每に一箇年錫鑛、滿俺鑛、黑鉛、石炭、石油及硫黃に就ては金一圓五十錢其他の鑛物に就ては金三圓の鑛區稅を納むへし但一千坪未滿の端數にも亦一千坪の稅を納むへし

第四十六條　一鑛區に於て二種以上の鑛物を採掘する者は其の鑛物中前條稅率の最も重き鑛區稅を納むへし

試掘中の鑛區稅は前項稅率の五分の一とす

第四十七條　鑛區稅は一箇年分を其の年一月三十一日限に納むへし但初年に係るものは月割を以て鑛業特許の日より六十日以內に之を納むへし

鑛業特許消滅し鑛業特許を取消され又は廢業したるときに於ても既納の稅金は之を返付せす

第四十八條　鑛區の訂正に依り坪數增加したるときは本條第一項に準し坪數減少したるときは本條第二項に準す

第五章　罰則

第四十九條　特許を得すして鑛業を爲したる者は金五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第五十條　第二十六條第一項を犯したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第五十一條　第三十三條及第三十五條を犯し又る者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五十二條　此の法律を犯したる者には刑法の數罪俱發及數罪俱發の例を適用せす

鑛業人未成年者禁治産者又は準禁治産者にして此の罰則を犯したるときは其の後見人を處罰す

第六章　附則

第五十三條　此の法律實施以前に試掘の出願を爲し未た認可を得さる者若は試掘認可期限中の者此の法律實施の日より九十日以內に鑛業特許の出願を爲すときは其の試掘を出願したる日を以て鑛業特許を出願したる日と看做す

第五十四條　此の法律實施以前に受理したる借區願書採掘願書又は請求書にして此の法律實施の日までに其の處分を終らさるものは此の法律に依れる願書又は請求書と看做し之を處分すへし

第五十五條　日本坑法又は鑛業條例に依り得たる借區の許可及採掘特許は此の法律に依る鑛業特許とす但本文特許の鑛區には第九條第三項の制限を適用せす

第五十六條　此の法律實施以前に採掘權の書入登錄を受けたるものは此の法律第二十一條に依り鑛業特許抵當の登錄を爲したるものと看做す但此の法律實施以前第二以上の抵當と爲し其の登錄を經たるものは本法第二十一條第二項及第二十二條を適用せす

第五十七條　此の法律實施の年に係る鑛區稅は此の法律實施の日より六十日以內に此の法律實施の月より月割を以て計算し鑛業條例第七十三條の鑛區稅との增加額を納むへし

此の法律實施の年に係る鑛業條例第七十三條の鑛業稅は之を徵收せす

第五十八條　此の法律の實施に關する細則は農商務大臣之を定む

第五十九條　此の法律は明治二十九年七月一日より施行す

第六十條　明治二十三年法律第八十七號鑛業條例は此の法律施行の日より廢止す

理由

事業に關する法典は務て奸詐の所爲を防遏し實者の正業を勸奬するを以て綱要となさゝる可らず殊に鑛業は國有物を採掘し國家一大富源を開發する所の事業なれは之を規定する法律に於る最も注意の要ず可き所とす然るに現行鑛業條例發布以來の情況を觀るに該條例は鑛業の進運に伴はす實地の効用に適はさるもの多し是本案を提出し現行鑛業條例を廢し其の陋弊を除去せむと欲する所なり此に改正の重なる要點を舉くれは

第一　試掘地に課稅する事

一試掘とは地底に坑を穿ち或は錐を下し鑛物の有無良否を探檢するを謂ふ而るに現行條例は試掘地に課稅せさるより左の如き惡弊を見るに至れり

（イ）試掘出願者の多數は自ら營業する目的に非すして廣大なる地積を占領し之を他に轉賣して奇利を博せむとするものなること猶往年北海道の地所自ら開墾するに非すして貸下を出願し地價高騰の機を待ちしか如し道聽は此の弊に堪へす其の後其の貸下制度を變更せり試掘の如きも亦其制度を變更して此の弊を防かさる可らさるなり

（ロ）同く自ら營業する本心に非す唯隣地の鑛業を妨害し其の鑛業者をして止むを得す之を高價に購はしむることを目的とし試掘出願するものにて官衙の煩累を來し實業者の困難を生し其の弊遂に奇利を逞ふするに至ること少からす

右等の試掘出願者は實業を沮碍し鑛利を妨害するものにて若是試掘地の無稅なるより生する所の惡弊とす夫れ無稅の爲に生する所の弊害は之を有稅として防遏するより其の善なるはあらす試掘地に課稅するは鑛業者の負荷を重からしむるに似たりと雖も實際は前述の惡弊を以て却て實利を占得すること多し且眞正鑛業に從事する實業者の眼より之を見れは稅金の如きは試掘費用の一小分子にして決して甚へ難き負荷に非らす又之か爲に鑛業を沮碍するに至るものに非さるなり

本案試掘中は鑛區稅五分の一を課すること〻定めたるも其徵稅は特に試掘許可の出願地に限るものにて自己の所有地又は其地主と協議上私に試掘するもの〻如きは自由に放任し敢て本案の關はさる所とす其の採鑛するに至て本案の規定に依らしむるのみ

第二　施業案を廢する事

一施業案に關する規程は鑛利を保護する主旨に外ならす然るに之を現行條例施行後の實際に徵せは當業者の煩累と行政上の繁雜を來す贅物に過きされは之を廢し本案第三十條に於て鑛利の保護を規定せり

第三　警察及坑夫の規定を削りたる事

一鑛業警察に關する事項中技術に係るものは本案第三十條に規定せり其の他の警察事務に至ては普通警察官に一任するを以て實際上便益なれは本案之を除けり又坑夫に關することは我國未た一般職工を檢束する法律無きに獨坑夫のみを檢束するは事に偏するの譏を免れされは亦之を除けり

第四　稅法を改むる事

一稅は國家公事の資金に供用するものにして其徵收の要件は第一平等均一を主とすること第二逋脫の弊勿らしむること第三徵收上煩雜と冗費を省くこと第四務めて納民の負荷を輕からしむること等なりとす

現行鑛業稅の如きは最も逋脫の途多くして徵收上非常の困難を極むるものなり若し逋脫なからしめんと欲せは其の稅其の徵收費用を償ふこと能はさるに至る且鑛業稅は製產物の價格に準據して費用の多少を論せさるものなれは利益の多寡に比例して公平に賦課せらるへきものにあらす又鑛物其鑛坑口にて販賣すると遠路運搬して販賣すると物に因て大に價格を異にするものなり是等逋脫不公平困難等多きを以て他の良法に隨ふに如かす

今や國家增稅の必要あり本案は現行條例の弊害を除去すると共に一の稅源を此に求めんとす之を求むるの方法は鑛業稅を全廢し日本坑法の舊制に復し單に鑛區稅と爲すに在り第一鑛區稅は鑛區面積の大小に應し同一に賦課するものなるを以て平等の原則に戾る所なく第二稅金は每年一月三十一日限り鑛區の坪數に應し徵收するを以て毫も逋脫の憂あることなく第三徵收事務簡なれは冗費を要せす第四鑛業人に於けるも明治六年以來殆と二十年間遵守し來りたる日本坑法の稅法に復し僅かに其平額を增すのみなれは鑛業進步の今日甚難の挿むへき所あらす是目今國家增稅の必要あるに當り誠に頁好なる一大稅源と謂ふへし

一此に本案の徵稅法に依るときは現行條例に依て徵收する稅額より多きを加ふること金一百二十餘萬圓とす左に其の比較表を揭けん

鑛稅新舊比較表

現行條例明治二十七年度鑛稅實收額

一金二十四萬一千四百十八圓二十四錢七厘

內譯

金十六萬〇二百十七圓九十三錢二厘

金八萬一千二百圓三十一錢五厘

本案徵稅豫算額

一金一百十五萬五百四十三圓八十二錢

內譯

第一　鑛區稅の部

金六十一萬九十一圓七十二錢

說明　明治二十八年十二月〔末日調査〕

	券數	坪數
內	四、三三四券	
甲種一千坪稅三圓のもの	二、二五九券	

此の稅三十四萬八千五百九十三圓

乙種一千坪稅金一圓五十錢のもの

鐵　硫化鐵	五
石炭	一、六二〇
石油、硫黃、黑鉛	四〇四
	二、〇七

此の稅金二十六萬一千四百九十〔…〕

第二　試掘地稅の部

金五十四萬四百五十二圓十錢

說明表

		坪數二十七年度末日調査
甲種	一千坪金六十	六八六、六六五
乙種	一千坪金三十	四二八、一七七
計		一、一一四、八四二

現行法と本案との稅額增減比較表

一、二五〇、五四三、八二〇
二四一、四一八、二四七
九〇九、一二五、五七三

○臺灣の御料地

臺灣が〔…〕は天皇陛下にも同地へ御臨幸〔…〕べきに付今より御料地を定め〔…〕臺南の二ケ所に選擇して何時〔…〕差閊へなき樣に致し置くべし〔…〕

○大阪商船會社の造船

〔…〕張の爲め新造船に要する資本金〔…〕去月二十日の株主會に於て可決〔…〕六萬圓は近日募集濟となるよし〔…〕方に適當する汽船三四隻を新造〔…〕日の造船所は何れも繁忙にして〔…〕を造るも先づ一箇年半の日子を〔…〕外造船所に注文すれば四五箇月〔…〕なるより今度同社の取締役杉山〔…〕め英國に出張する事となり來る〔…〕船にて先づ英國グラスゴーに行〔…〕から價格時日に依り或は適當〔…〕に至るも計り難しとなり

○東京精米會社の設計

〔…〕は一日一萬俵內外にして一箇月〔…〕上り全國中第一の消費地なる〔…〕臼等のみにて新式の精米場を〔…〕會社設立の計畫ありて創立認可〔…〕事に着手するに至るべし今第〔…〕の如くなりと

支出

金九十三萬三千百二十圓
金三萬三千九百三十六圓
計金九十六萬七千五百五十六圓

收入

金三萬二千四百圓
金四千八百六十圓
金五千九百八十一圓五十三錢〔…〕
金二千五百九十二圓
金九十三萬三千百二十圓
金九千三百三十一圓七十錢
計金九十八萬八千二百八十四圓七十〔…〕
差引二萬千二百二十八圓七十三錢九厘

○日本美術協會の總會

〔…〕は來る十五日午後一時より〔…〕